

市民団体活動支援補助金の審査の進め方と方法について

1. 補助金審査のプロセス

- (1) 市民活動支援課による審査
応募申請書及び事業計画書等の申請書類一式が募集要項に則っているかを確認
- (2) 市民活動推進委員会による審査

2. 市民活動推進委員会による審査(第3回市民活動推進委員会)

- (1) 日時：平成28年3月1日 13時20分～16時(予定)
- (2) 会場：市役所3階第2会議室 ※申請団体控室(市役所3階特別会議室)
- (3) 審査概要：申請書類、公開プレゼンテーション、質疑をもとに審査を実施
- (4) 審査の進め方

1) 補助金審査の事前確認及び意見交換(非公開) 13時20分～13時50分

- ①公開プレゼンテーションと補助金審査の流れと方法の確認(10分)
- ②申請書類に基づく意見交換(20分)…主に質問項目の確認

休憩(プレゼンテーション準備、傍聴者入室)

2) 公開プレゼンテーション 14時～

時間：1団体につき、事務局からの説明(3分)→プレゼンテーション(5分)
→質疑(10分)→事務局からの説明(2分)計20分程度を予定
時間計測…プレゼン2分、4分、4分30秒、質疑5分、9分で告知
参加できる人数：1団体3名程度 傍聴者は最大10名(広報2月15日号に掲載)

パワーポイントの使用を可とする。
・パソコン、プロジェクター、スクリーン等は市が手配
・データを前日の12時までに市民活動支援課に事前提出
プレゼンテーション用資料の配布を可とする。
・資料原本を前日の12時までに市民活動支援課に事前提出
・市民活動支援課にて必要部数を印刷

3) 補助金審査(非公開) 15時～16時 [申請団体数により繰上の可能性あり]

- ①委員会全体での意見交換による審査(20分)
- ②委員による審査(審査用紙への記入)(5分) ※審査方法は次頁を参照
＜休憩＞(事務局にて各委員の審査を集計し一覧表を作成)(15分)
- ③補助金交付団体の決定(10分)
審査結果集計をもとに委員会としての採択の可否を決定
→委員会の意見を尊重し市長が決定、審査結果は後日公開
- ④今後の予定(10分)

(5) 審査方法

下記の6つの審査項目（1項目0点～5点 30点満点）について審査の視点により点数化し、委員全体の合計平均点数が満点（30点）の8割（24点）以上を採択団体、8割（24点）未満を不採択団体として市長に報告する。

予算の範囲内で補助金を交付するため、予算額を超えた申請があった場合は、審査結果が採択基準を満たしていても、委員会の判断により不採択又は補助金を減額する場合がある。

1) 審査項目と視点

	審査項目	審査の視点
1. 公益性		
市の責任領域として、市が税金を支出する合理的な根拠があるかの評価を求めるもの	（1）市が税金を投入する必要がありますか？	個人や民間、または地域団体などのみでは解決が難しく、市の責任において支援することが必要であるかなどの視点から
	（2）この活動は、不特定多数の市民のためになりますか？（ある人々だけが得をすることはいいですか。）	申請団体の会員の利益になるものではなく、市民に開かれた事業かの視点から
2. 妥当性		
補助事業の内容や目的が適正であるかの評価を求めるもの	（1）現在の社会情勢に対応していますか？	少子高齢化、自然環境保全、リサイクル推進、国際化、地域福祉の充実、市民ニーズの高まりなど、現在の社会情勢に沿ったものであるかの視点から
	（2）活動目的及び目標は明確ですか？	活動目的や目標が明確であり、その目的・目標が補助内容と合致しているかの視点から
3. 効果・効率性		
補助金を支出することにより、行政目的が達成できるかの評価を求めるもの	（1）事業計画は、現実的であり実現は可能と判断できますか？	実現可能で無理のない事業計画であり、具体性があるかの視点から
	（2）団体の継続的な運営が期待できますか？	団体の継続的で熱意や意欲をもった運営や事業展開を期待できるかの視点から

2) 採点の基準点数

採点は審査項目ごとに、次の基準により行う。

採点の基準	点数
あてはまる場合（審査項目に対して全てにあてはまる）	5点
概ねあてはまる（審査項目に対して8割程度あてはまる）	4点
どちらかというにあてはまる（審査項目に対して6割程度あてはまる）	3点
どちらかというにあてはまらない（審査項目に対して4割程度あてはまる）	2点
ほとんどあてはまらない（審査項目に対して2割程度あてはまる）	1点
まったくあてはまらない	0点